

愛知県地域防災計画の修正（案）の要旨

I 愛知県地域防災計画の修正の根拠

都道府県地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第40条）。

また、地域防災計画の作成、修正は都道府県防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第14条）。

II 主な修正内容

1. 災害対策基本法の改正

(1) 避難勧告及び避難指示の一本化

<修正箇所>

- 風水害等編 第1編 第2章 基本理念及び重点を置くべき事項（ほか多数）
- 地震・津波編 第1編 第4章 基本理念及び重点を置くべき事項（ほか多数）

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 1（ほか多数）
- 地震・津波編 p 3（ほか多数）

■風水害等編

現行（令和2年7月修正）	修正案
第2節 重点を置くべき事項	第2節 重点を置くべき事項
<p>3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、<u>避難勧告</u>等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「<u>屋内安全確保</u>」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p> <p>また、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）及び災害発生情報</u>（以下「<u>避難勧告</u>等」という。）等に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。</p>	<p>3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、<u>避難情報</u>の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示に加えての必要に応じた「<u>緊急安全確保</u>」の指示、避難行動要支援者名簿及び<u>個別避難計画</u>の作成及び活用を図ること。</p> <p>また、<u>高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保</u>（以下「<u>避難情報</u>」という。）等の<u>行動を促す情報</u>に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。</p>

■地震・津波編

現行（令和2年7月修正）	修正案
第2節 重点を置くべき事項	第2節 重点を置くべき事項
<p>5 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、<u>避難勧告</u>等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「<u>屋内安全確保</u>」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p>	<p>5 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、<u>避難情報</u>の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「<u>緊急安全確保</u>」の指示、避難行動要支援者名簿及び<u>個別避難計画</u>の作成及び活用を図ること。</p>

(2) 広域避難に関する事項

<修正箇所>

■風水害等編 第3編 第2章 避難行動

<新旧対照表>

■風水害等編 p 3 2

■風水害等編

現行（令和2年7月修正）	修正案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第4節 広域避難</p> <p>1 広域避難に係る協議</p> <p>(1) 市町村における措置</p> <p><u>市町村は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。</u></p> <p>(2) 県における措置</p> <p><u>県は、県域を越える避難について、市町村から要求があった場合は、避難先都道府県と協議を行う。県は、市町村から求められたときは、広域避難に関する事項について助言を行う。</u></p> <p>2 居住者等の運送</p> <p>(1) 県における措置</p> <p><u>県は、災害が発生するおそれがある場合であって、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を要請することができる。要請にあつては、次の内容を示すものとする。</u></p> <p>ア 運送すべき人</p> <p>イ 運送すべき場所</p> <p>ウ 期日</p>

(3) 個別避難計画の作成

<修正箇所>

- 風水害等編 第2編 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
- 地震・津波編 第2編 第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 16
- 地震・津波編 p 22

■風水害等編

現 行 (令和2年7月修正)	修 正 案
第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策
<p>県（福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、建設局、教育委員会）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p>	<p>県（福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、建設局、教育委員会）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>(略)</p> <p><u>ウ 個別避難計画の作成等</u></p> <p><u>(ア) 個別避難計画の作成</u></p> <p><u>市町村は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。</u></p> <p><u>(イ) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供</u></p> <p><u>市町村は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市町村地域防災計画であらかじめ定めておく。</u></p> <p><u>併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市町村地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないように、情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、市町村は、当該市町村の条例の定めにより、又は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。</u></p>

現行（令和2年7月修正）	修 正 案
<p><u>ウ</u> 市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p><u>(ウ) 個別避難計画と地区防災計画の整合</u> <u>市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>エ</u> 市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>(略)</p>

■地震・津波編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

2. 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

(1) 避難所における感染症対策

<修正箇所>

- 風水害等編 第2編 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
- 地震・津波編 第2編 第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 13、14
- 地震・津波編 p 19、20

■風水害等編

現行（令和2年7月修正）	修正案												
第1節 避難所の指定・整備等 市町村における措置 (2) 指定避難所の指定 ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。 <一人当たりの必要占有面積> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1㎡/人</td> <td>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</td> </tr> <tr> <td>2㎡/人</td> <td>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</td> </tr> <tr> <td>3㎡/人</td> <td>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</td> </tr> </table> ※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。 また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。 <u>(追加)</u> (5) 避難所の運営体制の整備 カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。	1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積	2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積	3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積	第1節 避難所の指定・整備等 市町村における措置 (2) 指定避難所の指定 ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。 <一人当たりの必要占有面積> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1㎡/人</td> <td>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</td> </tr> <tr> <td>2㎡/人</td> <td>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</td> </tr> <tr> <td>3㎡/人</td> <td>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</td> </tr> </table> ※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。 また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。 <u><新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積></u> <u>一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。</u> (5) 避難所の運営体制の整備 カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、 <u>可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u>	1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積	2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積	3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積
1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積												
2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積												
3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積												
1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積												
2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積												
3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積												

■地震・津波編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

(2) 避難所開設・運営訓練の実施

(3) パーティション等の備蓄の促進

<修正箇所>

■風水害等編 第2編 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■地震・津波編 第2編 第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

<新旧対照表>

■風水害等編 p 14

■地震・津波編 p 20

■風水害等編

現行 (令和2年7月修正)	修正案
第1節 避難所の指定・整備等 市町村における措置 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 (略) (5) 避難所の運営体制の整備 <u>(追加)</u>	第1節 避難所の指定・整備等 市町村における措置 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、 <u>段ボールベッド、パーティション</u> 等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 (略) (5) 避難所の運営体制の整備 キ <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u>

■地震・津波編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

(4) コロナの自宅療養者等に対する情報共有等

<修正箇所>

- 風水害等編 第3編 第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策
- 地震・津波編 第3編 第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 36、37
- 地震・津波編 p 45、46

■風水害等編

現行（令和2年7月修正）	修正案
<p>第2節 防疫・保健衛生</p> <p>1 県（保健医療局）における措置 (追加)</p> <p>2 保健所設置市における措置 (追加)</p>	<p>第2節 防疫・保健衛生</p> <p>1 県（保健医療局・感染症対策局）における措置 (7) <u>自宅療養者等の避難確保</u> <u>ア 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</u> <u>イ 市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</u></p> <p>2 保健所設置市における措置 (6) <u>自宅療養者等の避難確保</u> <u>ア 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</u> <u>イ 防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</u></p>

■地震・津波編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

(5) 応援職員等の感染症対策

<修正箇所>

- 風水害等編 第2編 第11章 広域応援・受援体制の整備
第3編 第1章 活動態勢（組織の動員配備）
- 地震・津波編 第2編 第11章 広域応援・受援体制の整備
第3編 第1章 活動態勢（組織の動員配備）

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 20、24
- 地震・津波編 p 28、35

■風水害等編

第2編 第11章 広域応援・受援体制の整備

現行（令和2年7月修正）	修正案
第2節 広域応援体制の整備	第1節 広域応援・受援体制の整備
<p>1 県（防災安全局、各局）及び市町村における措置</p> <p>(3) <u>防災活動拠点の確保等及び</u>受援体制の整備 県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。</p>	<p>2 県（防災安全局、各局）及び市町村における措置</p> <p>(3) 受援体制の整備 県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。<u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</u></p>

第3編 第1章 活動態勢（組織の動員配備）

現行（令和2年7月修正）	修正案
第2節 職員の派遣要請	第2節 職員の派遣要請
<p>1 県（防災安全局）における措置</p> <p>(4) 被災市町村への県職員の派遣 県は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(4) 被災市町村への市町村職員の派遣 市町村は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</p>	<p>1 県（防災安全局）における措置</p> <p>(4) 被災市町村への県職員の派遣 県は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。<u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(4) 被災市町村への市町村職員の派遣 市町村は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。<u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p>

■地震・津波編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

3. その他最近の国の施策等を踏まえた修正

○災害対応業務のデジタル化の推進

<修正箇所>	
■風水害等編	第1編 第2章 基本的理念及び重点を置くべき事項
■地震・津波編	第1編 第4章 基本的理念及び重点を置くべき事項
<新旧対照表>	
■風水害等編	p 1
■地震・津波編	p 2

■風水害等編

現行（令和2年7月修正）	修正案
第2節 重点を置くべき事項 1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項 大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築すること。	第2節 重点を置くべき事項 1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項 大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築する <u>とともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。</u>

■地震・津波編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

○福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保

<修正箇所>	
■風水害等編	第2編 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
■地震・津波編	第2編 第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
<新旧対照表>	
■風水害等編	p 13
■地震・津波編	p 23

■風水害等編

現行（令和2年7月修正）	修正案
第2節 要配慮者支援対策 県（福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、建設局、教育委員会）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置 (5) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。	第2節 要配慮者支援対策 県（福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、建設局、教育委員会）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置 (5) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。 <u>また、受入れを想定していない避難者が避難</u>

現行（令和2年7月修正）	修 正 案
	<p><u>してることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u></p> <p><u>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u></p>

■地震・津波編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

○あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進

<p><修正箇所></p> <p>■風水害等編 第2編 第2章 水害予防対策</p> <p><新旧対照表></p> <p>■風水害等編 p 4</p>

■風水害等編

現行（令和2年7月修正）	修 正 案
<p>第1節 河川防災対策</p> <p>1 中部地方整備局、県（建設局）及び市町村における措置</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>第1節 河川防災対策</p> <p>1 中部地方整備局、県（建設局）及び市町村における措置</p> <p><u>（4）流域治水プロジェクト</u></p> <p><u>気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、国・県・市町村、地元企業、住民等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。</u></p>

○正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進

<p><修正箇所></p> <p>■風水害等編 第2編 第12章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>■地震・津波編 第2編 第12章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p><新旧対照表></p> <p>■風水害等編 p 22</p> <p>■地震・津波編 p 31</p>
--

■風水害等編

現行（令和2年7月修正）	修 正 案
<p>■ 基本方針</p> <p>○ 国、県及び市町村は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体として</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 国、県及び市町村は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、<u>正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等</u>についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支</p>

現行（令和2年7月修正）	修正案
の防災意識の向上を図るものとする。	援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

■地震・津波編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。